大人委第２７３２号

令和３年２月２６日

大阪府議会

議長　土　井　達　也　様

大阪府人事委員会

委員長　松　本　　岳

条例案に関する意見について（回答）

令和３年２月２５日付け大府議議第１４９９号による意見聴取について、

本委員会の意見は下記のとおりです。

　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１．関係条例案

第８２号議案　　　職員の給与に関する条例一部改正の件

第８３号議案　　　職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の件

第８４号議案　　　職員の管理職手当の特例に関する条例一部改正の件

第１１４号議案　　大阪府警察職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の件

２．本委員会の意見

上記各条例案中、第８４号議案の条例案に関する本委員会の意見は次のとおりである。

その余の議案の条例案については、適当と認める。

本件条例案は、令和３年４月１日から令和４年３月31日までの間、職員の管理職手当について減額措置を行うものである。

管理職手当の特例減額は、平成９年度から続けられており、こうした人事委員会勧告に基づかない給与減額は、財政状況等からやむを得ず実施されるとしても、あくまでも緊急避難的な特例措置であるべきものである。

令和２年度より管理職手当の特例減額を適用する職員の範囲を部長級及び次長級に限定する見直しが行われたところであるが、本委員会としては、残る特例減額について、引き続き、解消に向けた検討を行われるよう望むものである。